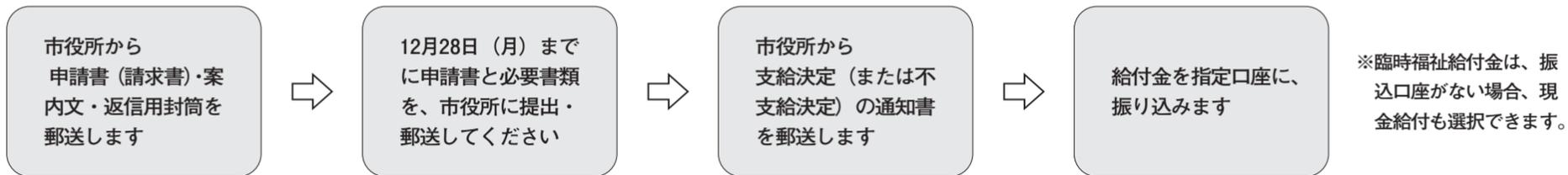


申請から給付までの流れ

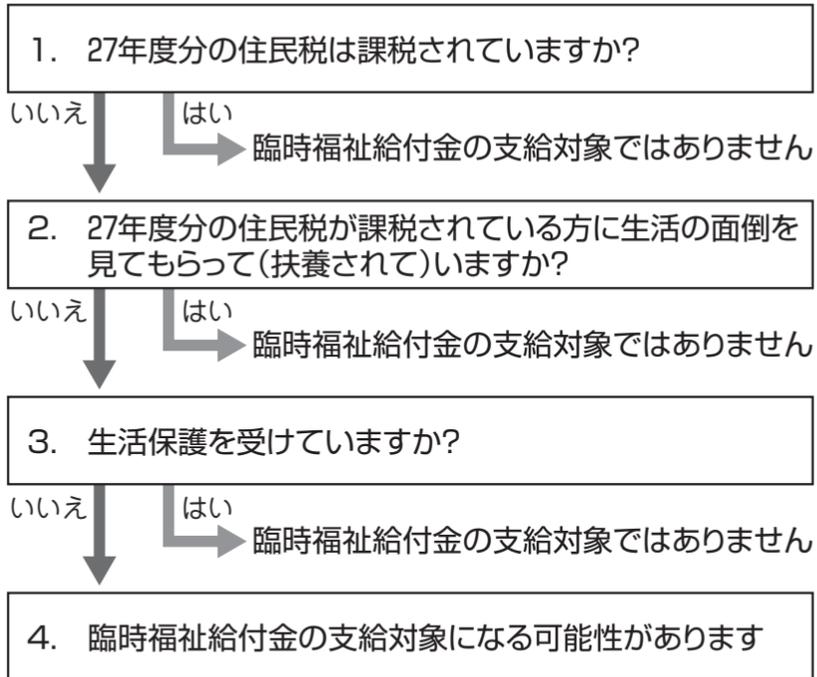
※申請から振り込みまでは、おおむね1カ月半程度ですが、それ以上かかることもあります。あらかじめご了承ください。



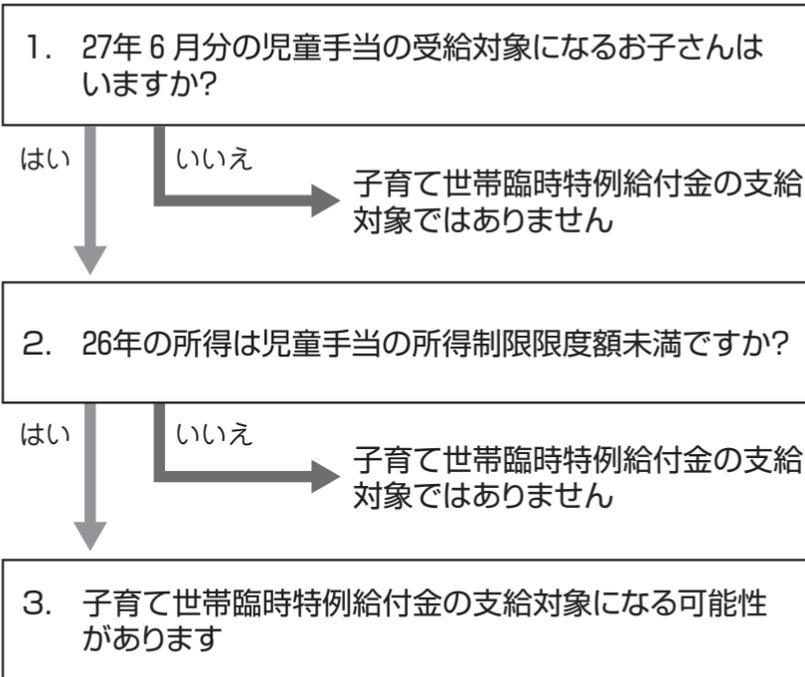
支給対象者判定チェック

※要件を満たせば、どちらの給付金も重複して受け取ることができます。

臨時福祉給付金対象者診断チャート



子育て世帯臨時特例給付金対象者診断チャート



Q & A

よくある質問

Q 支給額はいくらですか

A 【臨時福祉給付金】
対象者1人につき6,000円です
【子育て世帯臨時特例給付金】
対象児童1人につき3,000円です

Q 臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の両方の支給要件を満たす場合は、両方もらえるのですか

A 両方の支給要件を満たす場合、それぞれの給付金を支給します。ただし、それぞれの給付金ごとに申請書の提出が必要です

Q 生活保護受給者は支給対象になりますか

A 【臨時福祉給付金】
対象になりません
※消費税率引き上げの影響を織り込んだ保護基準に基づき、生活保護費が支給されているため。
【子育て世帯臨時特例給付金】
支給対象になる可能性があります

Q 支給対象者に外国人は含まれますか

A 国内で生活している方は、国籍に関係なく消費税率の引き上げの影響を受けるため、基準日に住民登録があった方で、給付金の支給が決定される日において中長期在留者などである場合は、対象になります



臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に、ご注意ください

- 市や都・厚生労働省などがATM（銀行・コンビニエンスストアなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは、絶対にできません
- 市や都・厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料などの振り込みを求めることは、絶対にありません